

をこなしてくれた。率直に言って学生の活動力におどろいた。また、自由研究のベルならしや、シンポジウム、課題研究の録音をおこなって発表をきくことができるところが大きかったようだ。また、院生は準備段階から会議にも参加し、学会当日は、自由研究の発表に全力をつくしていた。

このような大事業にとりくむのは、教

育研究室としてはじめてであり、小さな失敗もあったが、教員・学生・院生の共同のなかでおたがいの力をあらためて認識することが出来たし、学生・院生にとってはいままでもふれることのなかったものにふれることができたようである。こういうものは毎日の授業だけで得られるものではなかった。

(大串隆吉 東京都立大学)

## 高校教育課程の改訂と共通一次入試科目の改訂

— 802 —

改訂高校学習指導要領が八二年度から学年進行で実施されるので、これに対応して八五年度以降の大学入試の学力検査科目の構成も全面的に改変されることになる(ただし、定時制課程の全学年が改訂教育課程に移行するのは全日制課程より一年遅れるので、八五年入試のみは、

現行教育課程によるものと改訂教育課程によるものが併存することになる)。わが国の大学入学者選抜の学力検査は、高等学校の教育課程に準拠して行なわれることになっているからである。この事情に関連して、国立大学の共通一次試験の学力検査科目のあり方が早くから問題になり、高校の校長会なども意見の集

約につとめるとともに要望事項をまとめてきたことは、新聞などで知られている。

大学入学者の選抜方法を決めるのは大学・学部固有の自治に属するとされているから、八五年度以降の入試にも共通第一次試験を実施するか否かがより基本的な問題であるが、この点については国立大学協会が八〇年十一月一二日の総会で引き続き実施することを決めてしまっていたから、これ以後の議論の焦点は、もっぱら実施を前提とした学力検査の方法とくに科目構成のあり方に移ってしまったのである。

\*念のためにいえば、国立学校設置法第九条の六の規定は、大学入試センターを設置することとその業務を定めたもので、国立大学がその入学者選抜に関して共通一次学力試験を採用し利用しなければならぬことを規定しているとは解されない。

こうした経過を承けて、国立大学協会第二常置委員会(委員長、齋藤進六東京工科大学長)は、一九八五年度以降の共通第一次学力試験の学力検査の教科・科

目の種類やそれぞれの学力検査の範囲等について検討してきたが、八一年六月下旬には表1に示したような一定の原案を基礎として国立大学にたいしてアンケート調査を実施した。アンケートは一〇月中旬までにまとめられたが、『朝日新聞』八一年一〇月一九日付、その結果によると、各教科とも圧倒的多数の大学が原案に賛成だったという。すなわち、教科ごとの原案賛成大学数は、国語九六大学（九六・八％）、外国語八四大学（九〇・三％）、数学八一大学（八七・一％）、理科八〇大学（八六％）でもっとも議論の多い社会科についても五八大学（六二・四％）が賛成だったといわれる。

国大協としてはこの結果を承けて一ヶ月なかばの国大協総会において、この原案を「中間まとめ」として公表する予定だという。国大協としては、その後各関係団体と協議を重ね、八二年の秋、早ければ八二年春の総会で最終決定としたい意向だというが、新聞はこの原案通りに落ちつきそうだと伝えている。

ここでは、共通第一次学力試験という

表1 国大協第二常置委原案

入試教科	出題科目と選択の方法
国語	国語Ⅰと国語Ⅱを合わせて「国語」として出題
社会	現代社会、倫理、政治・経済とを合わせたものと、日本史、世界史、地理のうち一科目を選択。現代社会、倫理、政治・経済とを合わせたものについては、問題を選択解答させる
数学	数学Ⅰと数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く）を合わせて「数学」として出題 数学Ⅰは全問解答。数学Ⅱは問題を選択解答させる
理科	理科Ⅰは必修。これに物理、化学、生物、地学のうち一科目を選択
外国語	英語、独語、仏語のうち一科目を選択 英語は英語Ⅰと英語Ⅱを合わせたもので、独語、仏語は英語に準ずる

制度そのものの問題ではなく、その学力検査科目の改訂問題に限定して主として高校教育との関係でみた若干の論点を検討してみる。

二

右の国立大学協会第二常置委員会のアンケート原案（これをここではかりに国大協原案と呼ぶ）に関連した若干の問題に注目してみよう。

まず右のアンケートの過程で注目されることは、各教科とも、大筋としては多くの大学が一致しているが、全大学が完全に一致しているわけではないことである。アンケートは大学ごとにまとめられているが、これを学部ごとに集計するならば、意見にいつそうのひろがりが出てくるであろうことは容易に推測できる。

各大学・学部の意見が一致しないのは、直接には改訂高校教育課程の教科・科目の構成の特質に由来するが、この問題については後述することにして、ここでは、大学・学部異なる意見があるにもかかわらず、共通第一次試験の学力検査の教科・科目構成は画一化される可能性がきわめて大きいことに注目したい。がんらい、大学入試の教科・科目は、高校教育課程の構成に準拠する等の一定の制約のもとではあるが、各学部がそれぞれ独自に決め得ることであり、それは大学自

治の範囲内の問題だと理解されている。

この考え方にもとづいても現行の共通第一次学力試験の検査の教科・科目構成に大きな意見の違いが生じなかったのは、初めての試みで検討する時間が充分でなかったという事情のほかに、その学力検査の教科・科目が外国語を除くとすべて高校の共通必修の範囲内のものであり、その意味で、高校教育の教科・科目構成を尊重するという趣旨と、高校における「一般的学習の達成度」をみるという趣旨にも合致していると思われる。今回の国大協原案にたいする態度表明はアンケートという意向調査であったから問題が具体化しなかったが、現実問題となると、右のアンケート結果は、個々の大学・学部が大学入試センターが実施しようとする学力検査の教科・科目の構成や範囲とは異なるようなことを決めることができるかどうかが重要な議論となる可能性があることを示唆している。

つぎに国大協原案の教科・科目構成をみると、教科は現行どおりの国語、社会、数学、理科、外国語の五教科なので、問

題点あるいは現行方式との重要な違いは主として科目構成に現われる。

国大協原案の現行方式のものも重要な相違は、国語、社会、数学、理科の四教科において、現行方式は厳密に必修の範囲内の科目（あるいは科目数）を検査範囲としているのに対し、国大協原案が必修だけでなく選択とされている科目をも検査範囲としていることであり、この変化がもつ意味は甚だ重要である。

国大協原案は、学力検査の範囲に選択科目をくわえるのは、「中学校における教育との関連を密接にして、高等学校教育として必要とされる基礎的・広域的な科目として設定され、第一学年において履修すべきものとされている」という新しい教育課程における必修科目の性格から見て、「当然の帰結といえる」のだとしている。このような措置をとる理由を改訂学習指導要領の変化自体に求めているわけである。このことから、われわれは、改訂高校教育課程における必修科目の意味を改めて教えられることになった。共通第一次学力試験は、国立学校

設置法施行規則第四〇条のことをかりると、国立大学入学者の「高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定すること」を主目的としており、この目的は、現行の共通第一次試験では、「主として高等学校においてすべての生徒が履修する科目」（現行の共通第一次学力試験実施要項）すなわち、必修科目および外国語につき学力検査を行なうことで達成されると考えられてきた。

今次の国大協原案によれば、改訂教育課程中の必修科目は高校の「一般的かつ基礎的な学習」のごく一部——数学、理科、社会では単位数でいえば約半分にしかなかったというのである。念のために言えば、今回問題となっている選択科目のうちで高校学習指導要領が「すべての生徒に履修させることが望ましい」としているのは「国語Ⅱ」のみである。

高校教育において何が「一般的かつ基礎的な学習」であるかは、がらいい、高校教育それ自体の重要な問題として議論され決められるべきものと考えられる。その意味で、高校における学習のなかで

何が「一般的かつ基礎的な学習」であるかを、高校教育の当事者とも相談するとは言え、少なくとも結果として、きわめて大きな影響力をもつと考えられる共通第一次試験の教科・科目の決定という操作を通して、大学側が設定するという方式については重大な疑問がある。また、大学側にこのような措置をとるのは当然の帰結なのだといわしめるような高校学習指導要領に改めて問題点を指摘しなくてはならない。

### 三

ところで、国大協原案が共通第一次試験の学力検査科目の範囲に選択科目をくわえようとしていることには、理念上、実際上のもうひとつの問題がはさまれている。このたび学力検査科目にくわえる選択科目は「高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定する」に必要な科目だとは言っても、それは所詮国大協の見解であって、それらが選択科目であることに変わりはない。周知のように、いわゆる大学入学者選抜の基本原則はそのうちに高校教育尊重の原則をふくんでおり、\* 大学入試がそれ

によって高校の教育課程を左右するような措置をとること——この場合でいえば、一部の選択科目を事実上必修科目として扱うことを強要することは許されないと解される。この観点からすれば、このたび共通第一次試験にくわえられようとしている選択科目は所詮は高校教育としては選択科目なのであるから、理論的な問題としてはもちろんのこと、現実の問題としても、かりにそれが一高校あるいは一学科に過ぎないとしても、このたび共通第一次試験にくわえられようとしている選択科目を履修させないで卒業させる高校があり得ることを、国大協としては想定しなくてはならないという問題が生ずる。

他方、高校教育の側からみれば、いわゆる普通教育教科の選択科目と職業教育に関する教科の選択科目との間には、教育課程の構成上、選択科目という点で変わりはないのであるから、学力検査科目に選択科目をくわえるというのであれば、その選択科目のなかに職業教育に関する教科の科目をくわえるべきだという議論が成立する（たとえば、伴義夫

「職業科と共通一次試験」『産業と教育』一九八〇年七月号、同一二月号など）。

国大協原案は右の問題を自覚しているとみられ、「必修科目に選択科目を加えるという基本方針がとられることからすれば、職業高等学校における教育では、必修科目の履修に引き続いて専門科目に移行することから考えると、専門科目を出題科目に加えることについて検討する必要がある」としているが、アンケートの段階では具体的な見解を出しておらず、「今後新しい教育課程の趣旨を生かす方向で検討を続けていきたい」とするにとどまっている。

\* 一般に、「大学入学者の選抜は、

① 大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を② 公正かつ妥当な方法で選抜するよう実施するとともに、③ 入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする」と表現されている。ここでは、一九七九年度の「大学入学者選抜実施要項」から引用した。①②③は引用者がくわえたものである。三つの内容に分けて考

えることができるので、ここでは、  
①を能力・適性の原則、②を公正・  
妥当の原則、③を高校教育尊重の原  
則と呼ぶことにした。

高校職業学科の出身者にたいして、大  
学入試の学力検査の科目の一部につい  
て、職業に関する教科の科目で受験でき  
るようにすべきだという考え方は、共通  
第一次試験制度が導入されるずっと以前  
からあったが、現実にこれを採用してき  
た大学・学部はきわめて少数であったと  
いう経緯があった（拙著『高校教育の展  
開』参照）。この場合、文部省の通達な  
どでは「学力検査科目に職業または家庭  
に関する教科の科目を加えて出題し、職  
業または家庭に関する教科の科目を選  
択できるようにする」という表現がとられ  
てきたが、一般には代替科目で受験させ  
られるという表現がとられることが多か  
った。

従来でもそうであるが、とくに今次の  
大協原案では、必修科目の部分ではな  
く選択科目の部分各大学・学部の入試  
に課そうというのであるから、その一部  
について代替科目で受験することを認め

るといふ言い方は明らかに不正確であつ  
て、「選択科目のなかに職業に関する教  
科の科目をくわえて出題し、これを選択  
させる」ということでなくてはならない  
わけである。高校職業学科関係の各高校  
長協会はずでにこの趣旨に沿って、共通

表2 選択科目のなかにくわえることが望ま  
しいとされる専門教科の科目

農業科	社会	数学	理科
農業経営	測量	工業数理	栽培環境 食品化学
工業科	商業経済 簿記会計	機械設計 電気基礎 工業化学 建築設計 土木設計	
商業科			
水産科			水産一般
家庭科	家庭経営 ・住居		家庭一般
看護科			看護基礎 医学

農業科は全国農業高等学校校長協会（一九八  
〇・二・一九）の、工業科は全国工業高等学  
校長協会（一九八〇・一一・一七）の、商業  
科は全国商業高等学校校長協会（一九八〇・一  
〇・一五）のそれぞれの要望書による。その  
他の学科については伴義夫氏の教示による。

第一次学力試験において選択科目を課す  
場合にその選択科目のなかにくわえるこ  
とが望ましい科目について要望書を提出  
している（表2）。

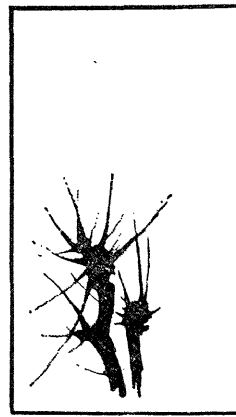
従来、職業に関する教科の科目を出題  
する大学が少なかったのは、大学側のこ  
の問題（具体的には高校教育尊重の原則  
や、すべての学科、課程の卒業生を対等  
平等に扱うという意味での公正・妥当の  
原則）についての理解がしゅうぶんでな  
かったことのほかに、そういう科目で受  
験しようとする者がいるかどうかさえわ  
からないのに過大な負担はしにくいと  
か、学内に適切な出題者が得難い等々の  
難点があったからだといわれてきた。今  
回の共通第一次試験の場合は国立大学が  
共同して行なうというのであるから、こ  
の問題にたいする理解が浅いでは済まされ  
ないことは言うまでもない。個々の大  
学・学部ではあり得た出題等の難点は、  
むしろ共同の事業であるからこそ回避で  
きるし解決できると考えるべきものでは  
ある。

若干の困難をおして出題しても受験者  
がいるかどうかかわからないという可能性

の問題は残る。しかし現実にはこれまで、共通第一次試験を受けさせると不利になってしまい、そのために逸材を失うことになるかも知れぬことに配慮して、共通第一次試験を受験しないで職業学科から推せん入学に応募する道を開いてい

る大学・学部は二、三にとどまらない。国大協としては、徒勞に終わることをおそれるよりは、専門学科を学ぶなかで改めて大学進学を志すにいたる逸材が学力検査科目がなければかりに受験をあきらめてしまいかもしれぬことをおそれるべき

であるように思われる。こうして共通第一次学力試験をめぐる問題は、大学入試制度の問題がたんなる選抜をめぐる方策の問題ではなく教育問題であることを改めてしめしているといふことができる。(佐々木享「名古屋大学」)



次 東横線改札口下車、徒歩一分)  
電話・〇四四一四二二―二五二五

大阪『教育』読者の会案内

日時 一二月三日(木) 六時〜九時  
会場 青木 一宅 堺市竹城台三一―一六  
一八

- ① 神奈川教科研結成の趣旨説明
- ② 規約制定
- ③ 役員選出
- ④ 祝辞 (「県民協」「教科研」)
- ⑤ 講演会

(泉北高速・泉ヶ丘下車、または国鉄阪和線津久野駅下車、ともにバスで「泉北二号線経由」竹城台センターまで)  
九一〇八〇八へ電話のこと、迎えに行く

◎神奈川教育科学研究会結成のつどいと講演会のお知らせ

とき 一月二八日(土)午後二時三〇分  
ところ 川崎市・中小企業・婦人会館

連絡先 249 逗子市小坪一―一〇―五  
電話・〇四六七―二四―一九五四

内容 『教育』一二月号合評と児童観の報告

二階・会議室  
(南武線・東横線、武蔵小杉駅、

柳生 浩